

# 地域再生計画

## 1. 地域再生計画の名称

知の拠点活用による浜松ものづくり産業再生計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

静岡県、浜松市

## 3. 地域再生計画の区域

浜松市の全域

## 4. 地域再生計画の目標

浜松市は、繊維・楽器・輸送用機器の三大産業をはじめ、製造業（ものづくり産業）に特化し、牽引・発展してきた都市であり、就業人口における第二次産業比率は約40%を占める。しかしながら、経済のグローバル化・ボーダレス化の進展、生産拠点の海外流出等により、「ものづくり」に陰り（表1参照／工業の事業所数・従事者数・製造品出荷額の減少傾向）が見え、地域全体でこうした流れに危機感を抱き、各種産業支援事業に取り組んでいる。

特に、平成10年に発足した「浜松地域産業支援ネットワーク会議」は、浜松市・浜松商工会議所・(財)浜松地域テクノポリス推進機構・静岡大学イノベーション共同研究センター・静岡県工業技術研究所浜松工業技術支援センター・㈱浜名湖国際頭脳センター・静岡県中小企業団体中央会の産業支援機関7団体で構成し、連携と総合力を持って産業の活性化を図っていることが大きな特長である。さらに、浜松地域は、国家的プロジェクトや補助事業を積極的に活用している（表2・3参照）。具体的には、世界の先頭を走るオプトロニクスクラスター（光電子関連産業の集積）の実現を目指した、文部科学省「知的クラスター創成事業」によるイメージング&センシング技術や「地域結集型共同研究事業」による半導体レーザーの光関連技術、経済産業省「産業クラスター計画」による三遠南信バイタライゼーション浜松支部事業の光技術活用・医工連携・宇宙航空関連・農工連携といった新産業創出に向けた取り組みは、ものづくり産業を活性化する上で欠かすことができない基盤技術であり、ものづくり産業としての将来性も極めて高いことから、今後も継続していくことで大きな成果を上げることが期待できる。

また、本市は平成17年7月に周辺11市町村と合併し、平成19年4月に政令指定都市へ移行した。現在、新市の新総合計画の策定、産業部門として「創業都市構想」をまとめ、その具体的実施機関として、「浜松地域産業支援ネットワーク会議」の発展形でもある「はままつ産業創造センター」を設立したところである。「はままつ産業創造センター」は、地域のプラットフォームとして、人材育成、知的財産活用、起業・創業支援、販路開拓、資金調達、技術開発等の産業支援に関わるサービスのワンストップ化を図り、「浜松モデル」を確立するものである。

このセンターが、当地域の知の拠点である静岡大学工学部をはじめとする大学、静岡

県浜松工業技術支援センターといった公設試験研究機関とより一層の連携を深め、機能し、当地域で培った伝統的な技能や技術を継承するとともに、最先端の技術を習熟した人材を育成する。そして、こうした人材が研究開発や実用化技術開発に積極果敢に取り組み、当地域製造業の高度部材・基盤技術の高度化と次世代産業の創出を実現することにより、都市間競争や国際間競争に勝ち抜くことができる「ものづくり」のまちとして復興・再生を目指すものである。

具体的には、本地域再生計画の推進により、平成 18 年から平成 23 年において支援措置事業である「地域再生人材創出拠点の形成」の提案事業「はままつデジタル・マイスター（HDM）養成プログラム」の実施により、高度部材・基盤技術産業の中核リーダーを 2 年目から毎年 10 名、計 40 名養成する。また、「制御系組込みシステムアーキテクト養成プログラム」により、ソフトウェア、電気／電子、機械の各部門を横断的に俯瞰し統合できるシステムアーキテクトを 5 年間で 110 名養成する。さらに、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 G P）」事業「ものづくり教育はままつ 10 年構想」において、毎年プログラムに参加した若手技術者 25 名を創造的工学技術者として育成するサイクルを確立する。また、こうした中核リーダーが中心となって「地域イノベーション創出研究開発事業」を積極的に活用し、研究開発や実用化技術開発を行いやすい環境づくりに努め、地域企業の成長・発展を支援していく。

一方、文部科学省の知的クラスター創成事業や地域結集型共同研究事業、経済産業省の産業クラスター計画等においては、新産業創出を目指して重点的に光電子工学技術産業の集積（オプトロニクスクラスター創成）を地域産学官の強固な連携体制のもとで推進してきたところである。今後、あらゆるものづくり産業の基盤技術でもあるこれらの技術開発を一層加速させるべく、「外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業」を推進し、世界中から知が集まることで世界の先頭を走るオプトロニクスクラスターを形成し、ものづくりのまち浜松のポテンシャルや国際優位性をさらに向上させていく。さらには、「地域企業立地促進等補助事業」を活用し、既存産業の集積を生かして輸送用機器関連産業を高度化し、さらなる集積を図るとともに、あらゆる産業の基盤技術になりうる光電子技術関連産業の集積を進め、知と産の融合、企業間連携を一層加速させる。これにより、全国屈指の産学官の総合力を發揮し、他の追随を許さない産業集積・クラスター創成を目指すとともに、「外国企業誘致地域支援事業」を活用し、特に、光電子技術関連と輸送用機器関連の外国企業の誘致を推進する。また本市は、全国の市町村の中で第 8 位のものづくり都市であり、独自の技術開発力をもつ中小企業が多数集積しているため、「中小企業地域資源活用プログラム」を活用し、地域資源を生かしたオンリーワン・ナンバーワン技術・製品を多数輩出していく。

現下の世界的な景気後退のなか、当地域のものづくり産業においても、輸送用機器関連産業を筆頭に厳しい状況下にあるが、過去を振り返ってみても、このような苦境の中でこそ新境地を切り拓いてきたのが日本のものづくり産業であり、それらのイノベーションに当地域の産学官は大きく寄与してきた。当地域は、積極果敢な取り組みのもと、工業の事業所数・従事者数・製造品出荷額等の減少傾向を食い止め、平成 23 年には事業所数 6,500 超、従業者数 100,000 人超、製造品出荷額等 2 兆 7,000 億円超の達成を図

る。また、外国人研究者 100 人超（50%増）、外国人研究者が関わる産学共同研究等の実施件数 50 件超（50%増）の実現を目指す。さらには、平成 24 年度末までに、輸送用機器関連と光電子技術関連産業における新規の企業立地 160 件、製造品出荷額の増加額 1,050 億円、新規の雇用創出 3,670 人を達成し、付加価値額として 8,949 億円（5.0% 増）の実現を目指す。

表 1 浜松市の工業の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

年	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
平成 11 年	6,586	101,266 人	2 兆 6,944 億円
平成 12 年	6,109	97,959 人	2 兆 7,007 億円
平成 13 年	6,030	97,654 人	2 兆 6,167 億円
平成 14 年	5,820	95,002 人	2 兆 5,360 億円
平成 15 年	5,350	93,386 人	2 兆 5,168 億円
平成 16 年	5,382	94,261 人	2 兆 6,283 億円
平成 17 年	4,981	95,089 人	2 兆 7,533 億円

- ・工業統計調査（事業所数・従業者数は全事業所、製造品出荷額等は従業者 4 人以上の事業所）
- ・数値は合併前の旧 12 市町村（浜松市・浜北市・天竜市・舞阪町・雄踏町・細江町・引佐町・三ヶ日町・春野町・佐久間町・水窪町・龍山村）の合算

表 2 地域イノベーション創出研究開発事業 浜松地域の実績一覧

	平成 20 年度
採択件数	5
申請件数	6
(採択内訳)	一般枠 4 農商工枠 1

- ・「三遠南信バイタライゼーション浜松支部」申請支援分

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

本計画の目標を達成するため、また、政令市にふさわしい産業政策が展開できるよう、浜松市では平成 17~18 年度の 2 か年をかけて「創業都市構想」を策定した。この構想の目標は、地域内外の独創的・バイタリティ溢れる人材を惹きつけ、ベンチャー企業、オンライン・ナンバーワン企業が次々と生まれ、育ち、集積する社会風土を育み続ける『世界に誇る創業のメッカ』となることである。本構想では、この目標の実現に向け、ものづくり産業に焦点を絞り、産学官民の連携・融合による産業支援の仕組み・制度を確立しようとする戦略的なプロジェクトを推進するとしている。そして、基本戦略として①人材育成、②知的財産活用、③リーディング産業創出の 3 点を掲げ、この戦略に立った各施策・事業を実現する場として「はままつ産業創造センター」を平成 19 年 7 月に設立した。

このセンターは、地域のプラットフォーム及び産業支援の中核的施設として人材育成、知的財産活用、起業・創業支援、販路開拓、資金調達、技術開発等の産業支援に関わるサービスのワンストップ化を図り、「浜松モデル」を確立しようとするものである。この「浜松モデル」とは、当地域が浜松商工会議所や(財)浜松地域テクノポリス推進機構をはじめ、各産業支援団体が各々機能し、協調と連携を持って総合力を發揮していることが大きな特長であるとともに、固有の資源であることから、センターは従来の「浜松地域産業支援ネットワーク会議」の発展形であり、かつ推進母体としての役割を担うものである。つまり、センターは自ら事業主体となってサービスを展開するものと、各機関が行う事業の情報を集中させ、一元的な窓口・事務運営・普及啓発等のサービスを行うものがある。

今回、本計画に位置付けられた人材育成に関する事業は、知の拠点である大学等がそのノウハウを活かし、教材やプログラムの開発・実施・改善等を行い、地域の企業や自治体は、養成された人材が研究開発や実用化技術開発を行うことで企業の成長・発展を支え、地域の産業再生を担うよう支援・協力していくものである。これにより、当地域が大学等と連携し、国の支援とあいまって、大学等を核としたものづくり人材の創出と地域活力の好循環を形成することになる。

さらに、その他独自事業として、人材育成関連、新産業創出関連、重点プロジェクト関連の各種施策を横断的かつ体系的に推進していくことで、当地域が都市間競争や国際間競争に勝ち抜くことができ、世界に誇る「ものづくり」のまちとして復興・再生するよう努めるものである。

## 5－2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当無し

## 5－3 その他の事業

### 5－3－1 基本方針に基づく支援措置を活用する事業

#### ①B0801 科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（文部科学省）

名称： 「はままつデジタル・マイスター（HDM）養成プログラム」

人材養成ユニットの設置機関： 国立大学法人静岡大学工学部

実施予定期間： 平成18年7月～平成23年3月

連携自治体： 浜松市

活用方策：

当地域のものづくり産業の再生を図るために、第一段階としてリーディング産業である輸送用機器産業の成熟化への対応と高度化、第二段階として輸送用機器産業に代わる次世代産業の育成が必要である。これを実現するためには、地域を挙げて産業振興に取り組まなければならないが、中でも「人づくり」である人材育成が最も重要である。

当プログラムによって育成される人材は、輸送用機器産業における設計や加工、環境適応等の高度化テーマに対し合理的な製造プロセスの構築に中心的な役割を果たし、当地域のものづくり産業について下請け体质から脱却を図り、社会や

消費者の新たなニーズに応えるサポートインダストリーとしての再生を可能とする。さらに、高度部材・基盤技術のデジタル化は、輸送用機器にとどまらず、ものづくり共通の課題であり、その応用によってロボット、航空宇宙、ナノテク、バイオなど新産業創出を実現することができる。このため、本市は当プログラムが地域において認知され、定着されるようPRや運営を支援し、地域企業は講師や受講生を派遣するなどの支援を行い、産官学が一体となって取り組むものである。

**②B0801 科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（文部科学省）**

名称： 「制御系組込みシステムアーキテクト養成プログラム」

人材養成ユニットの設置機関： 国立大学法人静岡大学情報学部

実施予定期間： 平成20年7月～平成25年3月

連携自治体： 浜松市

活用方策：

浜松地域の製品開発の国際競争力をさらに向上させ、オンリーワン・ナンバーワン技術・製品を連鎖的に創出していくため、製品の多くに必要不可欠な組込みシステムの開発技術を一層高めることとする。関連企業が集積する浜名湖国際頭脳センター本社ビル内に「組込みシステムアーキテクト研究所」を設置する。本プログラムによりソフトウェア工学と制御技術の基本を理解した上で、実践・応用できる技術者とソフトウェア、電気／電子、機械の各部門を横断的に俯瞰し統合できるシステムアーキテクトを育成する。本市では、当プログラムを、人財育成体系の中に位置付けるとともに、積極的なPRを行い、地域の製品開発力の向上や企業間連携の加速、新分野への参入を促す。そして、産官学が一体となって取り組むことで本プログラムを地域に定着させ、国際優位性のある革新的なものづくりを担う人材を多数養成する。

**③B0802 現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代G P）（文部科学省）**

名称： 「ものづくり教育はまつ10年構想」

実施主体機関： 国立大学法人静岡大学工学部創造教育支援センター

実施予定期間： 平成18年10月～平成21年3月

連携組織： 静岡県、静岡県教育委員会、浜松市、浜松市教育委員会、地域  
小中高等学校、浜松商工会議所、地域企業等

活用方策：

創造科学技術立国を目指す我が国において、若者の科学技術離れが危惧されている。小中高等学校における児童生徒の理科離れは、「ものづくり」への意識低下を引き起こし、製造企業現場では、技量不足はもとより、指示がなければ動けない技術者の増加が問題となっており、2007年以降、団塊の世代の引退による熟練技術者不足への対応ができない状況となっている。特に、当地域はものづくり産業が集積した地域であり、確固たる基礎力を身に付けた工学系学校卒業者と

有能な若手技術者を育成することは必要不可欠である。

当プログラムは、「ものづくり」に興味を持ち工学分野への「あこがれ」を持った小中高校生、目的意識が明確で工学の基礎学力と技術的要素を持った大学生、および企業現場においてチームリーダーとして活躍できる若手技術者を育成することを目的としている。さらに10年という息の長い活動を特徴としており、創造的工学技術者の育成サイクルを確立することを目指すものである。この取組は、当地域の人材育成システムの一翼を担うものであり、県・市の自治体はもとより、教育委員会や小中高等学校の教育現場、浜松商工会議所や地域企業による産業界が一体となって取り組むものである。特に、「理数大好きモデル地域事業」や「理科支援員等配置事業」との連携により大きな効果が期待できるため、本市は実施校の調整や協力体制の構築、市の媒体を活用した広報や周知活動、地域企業の若手技術者への参加促進などの支援を行う。さらに、文部科学省の支援措置期間の3か年終了後も大学独自で活動を続けるものであるため、地域での連携協力体制も継続して行うものである。

#### ④B1103 地域企業立地促進等補助事業（経済産業省）

当地域は、輸送用機器関連産業及び光電子技術関連産業において、世界的企業や研究機関の立地をはじめとして、国際優位性のある研究開発ポテンシャルを保有しており、中小・ベンチャー企業も含めて革新的な加工等の製造技術や独自の設計技術等を活かした計測制御機器等、オンリーワン・ナンバーワンの技術・製品等を多数生み出している。地域内においては、大企業を基軸とした中小・ベンチャー企業を含む企業間ネットワークが緊密に張り巡らされ、輸送用機器を中心として、単なる工業団地等における企業の集合体を超えた、有機的な産業クラスター（企業間ネットワーク）の形成が進んでいる。

また、地域の知的基盤である静岡大学や浜松医科大学、静岡県工業技術研究所浜松工業技術支援センター等の先進的研究機関の研究開発ポテンシャルを活かし、強固な产学官連携により、様々なイノベーションの創出への挑戦がなされている。

本計画においては、当地域の強みである上記産業分野について、関連企業の当地域からの流出を防ぎつつ、さらに強固なクラスターネットワークを構築することで連鎖的なイノベーションを起こし続け、世界に通用する・世界から注目を集める・地域内外からヒト・モノ・カネが集中する産業集積の形成を目指す。そのため、本分野を集積業種として指定し、当事業の活用による地域再生を目指すものである。

#### ⑤B1104 外国企業誘致地域支援事業（経済産業省）

当地域には、古くから起業を促進する風土が根付き、多数のベンチャーが生まれ、地域内における激しい競争と共生の中で、複数の世界的企業が生まれるなど、これまでベンチャー主導内発型の工業発展を続けてきた。現在、大型地域科学技術振興プロジェクトとして、文部科学省の知的クラスター創成事業（第Ⅱ期）と経済産業省の産業クラスター計画（第Ⅱ期）を地域イノベーション創出の両輪として強力に推進して

いるところである。今後は、当該クラスター・プロジェクトの主要ターゲットでもある、光電子関連産業や輸送用機械関連産業等、発展可能性が大きい産業分野を中心として、広域・国際連携を推進していく。特に、アメリカをはじめとする北米地域とドイツをはじめとする欧州地域を重点対象として、国際優位性のある先端技術開発力をもつ外国企業・研究機関等の誘致を実現する。これにより、当地域の企業との協働による新たなイノベーションの創出や、広域的・国際的産学官連携プロジェクトの推進等を図り、クラスター形成を一層加速させていく。

#### ⑥B1105 中小企業地域資源活用プログラム（経済産業省）

当地域は、日本のほぼ中央に位置し、温暖な気候と優れた交通アクセス、海・山・川等の自然に囲まれた風光明媚な土地であり、多数の観光・農林水産資源がある一方で、工業も世界的企業を複数生み出すなど、大きく発展している。地域の中小企業は、当地や三大都市圏等の世界的企業に部品等を納入したり、受託開発・生産を請け負ったりするなどして、独自かつ高度な技術開発力を保有している。しかし、現在の国際間競争の中で、従来の受託開発・生産等に加えて、高付加価値の自社製品開発等も推進することで、下請けからの脱却を進める必要がある。このようななか、知の拠点である地域大学等とも連携しながら、地域資源を生かしたイノベーションの創出に挑戦する地域の中小企業の取組みを支援する。これにより、オンリーワン・ナンバーワン技術・製品をもつ中小企業を多数当地域に集積させ、さらなる産業クラスターの形成を図る。

#### ⑦B1107 地域イノベーション創出研究開発事業（経済産業省）

大学等の技術シーズや知見を活用した産学官の強固な研究体制を組み、イノベーションを創出しうる高度な研究開発の実施に対する支援である本事業は、ものづくり産業の再生を目指す当地域において欠かすことができない重要な事業である。特に、当地域は静岡大学、浜松医科大学、光産業創成学院大学、静岡県浜松工業技術支援センター等の高度な技術シーズ・知見を持った機関が立地するとともに、優れたものづくりの要素技術を持った中小・中堅企業が集積するため、光学部材をはじめとする高度機能部材の研究開発など実用化への道を加速させることができる。

また、当地域は、知的クラスター創成事業や、産業クラスター計画の実施・推進地域であるため、本事業の活用により優れたオプトロニクス（光・電子工学）関連技術を強い産業競争力を持った製品の創出につなげることができると想定される。このため、「はままつ産業創造センター」と三遠南信バイタライゼーション浜松支部が連携して申請支援を行い、当事業の活用による地域再生を目指すものである。

#### ⑧B0502 外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業（法務省）

##### 1. 支援措置を受けようとする者

下記 2.の施設において研究活動又は研究事業活動に従事又は従事予定の外国人研究者及びその家族

## 2. 対象となる施設

機関名：静岡大学

施設名	所在地	概 要	外国人の活動の内容
静岡大学	浜松市 中区城北 3-5-1	光・電子技術関連の研究開発を多数実施中。  設立：昭和 24 年 5 月 31 日  組織：浜松キャンパス（工学部、情報学部、電子工学研究所、大学院、イノベーション共同研究センター等）	・光・電子技術に関する研究活動及び研究成果を活用した事業活動（当該外国人の扶養を受ける配偶者または子としての活動を含む） ・外国人研究者等の受け入れ、海外との交流等を推進していく。

機関名：浜松医科大学

施設名	所在地	概 要	外国人の活動の内容
浜松医科大学	浜松市東区半田山 1-20-1	光医学・光医療関連分野の研究開発を多数実施中。  設立：昭和 49 年 6 月 7 日  組織：医学部、光量子医学研究センター、大学院、医学部附属病院等	・光医学・光医療分野に関する研究活動及び研究成果を活用した事業活動（当該外国人の扶養を受ける配偶者または子としての活動を含む） ・外国人研究者等の受け入れ、海外との交流等を推進していく。

機関名：ヤマハ株式会社

施設名	所在地	概 要	外国人の活動の内容
ヤマハ株	浜松市 中区中沢町 10-1	光・電子技術関連の研究開発・製品化を多数実施中。  設立：明治 30 年 10 月 12 日  業種：楽器・音響・電子機器・電子金属事業等	・光・電子技術に関する研究活動及び研究成果を活用した事業活動（当該外国人の扶養を受ける配偶者または子としての活動を含む） ・外国人研究者等の受け入れ、海外との交流等を推進していく。

機関名：浜松ホトニクス株式会社

施設名	所在地	概 要	外国人の活動の内容
浜松ホトニクス株	浜松市東区市野町 1126-1  浜松市浜北区平口 5000（中央研究所）	光・電子技術関連の研究開発・製品化を多数実施中。  設立：昭和 28 年 9 月 29 日  業種：光電子増倍管・光半導体素子・計測装置・レーザー等	・光・電子技術に関する研究活動及び研究成果を活用した事業活動（当該外国人の扶養を受ける配偶者または子としての活動を含む。） ・外国人研究者等の受け入れ、海外との交流

			等を推進していく。
--	--	--	-----------

機関名：日星電気株式会社

施設名	所在地	概要	外国人の活動の内容
日星電気 (株)	浜松市 西区大久 保町 1509	光・電子技術関連の研究開 発・製品化を多数実施中。  設立：昭和 44 年 5 月 26 日  業種：光ファイバ関連製 品・電子部品事業等	・光・電子技術に關する研究活動及び研究成果を活用した事業活動（当該外国人の扶養を受ける配偶者または子としての活動を含む。） ・外国人研究者等の受け入れ、海外との交流等を推進していく。

3. 2 の機関が出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 5 の表の下欄の事業活動の要件を定める省令（平成 18 年法務省令第 79 号）に定める要件に該当するものであること並びにそのように判断した理由

浜松市では、平成 12 年に(独)科学技術振興機構の地域結集型共同研究事業、平成 13 年に経済産業省の産業クラスター計画、平成 14 年に文部科学省の知的クラスター創成事業の指定を受け、光電子工学技術（オプトロニクス技術）に関する研究開発を重点的に進めてきた。この光・電子関連技術は、当地域のものづくり技術に革新化や高付加価値化をもたらす基盤技術であり、IT、ナノテク、バイオ、ライフサイエンスといった国が重点的に推進している 4 分野においても、さらなる高度化をもたらす将来性豊かな基盤技術である。

そこで、このような基盤技術の研究開発への取り組みと連動する形で、平成 15 年 7 月に構造改革特別区域計画（光技術関連産業集積促進特区）の認定を受け、外国人研究者の在留期間の延長や入国・在留諸申請の緩和等を行っている。このような取り組みにより、浜松市は現在、グローバルな光・電子技術関連の研究者等の多くの外国人を受け入れており、外国人研究者の在留に関する管理体制が整っている。

#### 4. 本支援措置を活用して取組む地域再生の内容

ものづくりのまちである浜松市では、約 3 万人もの外国人が暮らしている。これらの大半は外国人労働者であるが、光・電子関連技術等の新産業の創出・集積が進むにつれ、関連の外国人研究者も増えつつある。そこで、当地域のものづくり技術に革新化や、高付加価値化をもたらす将来性豊かな基盤技術である光・電子関連技術の産業基盤を確固としたものとし、当該技術分野で世界の先頭を走る産業集積を実現していくために、入国・在留諸申請の緩和措置を活用して外国人研究者を戦略的かつ積極的に採用していく。そして、国際優位性のある研究開発を進め、オンリーワン・ナンバーワンのものづくりに結びつけることで、地域産業の活性化を図る。

### 5－3－2 地域再生の取組の支援に資する事業

#### ①産学官連携製造中核人材育成事業の実施（経済産業省）

名称： 「輸送用機器製造業を支える人材育成システムの開発」

管理法人： 浜松商工会議所

中核教育機関： 国立大学法人静岡大学工学部・学校法人静岡理工科大学

実施期間： 平成17年度～平成18年度

内容： 輸送用機器製造業におけるコスト削減や社会的要請に応えるため、大局的な視点から製造工程を把握し、基盤製造技術（加工、成形、組立、塗装、仕上げ等）を体系的に身につけ、かつ、本技術を全体最適の判断で製造現場で活用する統合的オペレーション能力を有する人材を育成する。

なお、平成19年度からは、「はままつ産業創造センター」において、本事業で開発された教材を活用し、当地域の基幹産業である輸送用機器製造業における地域イノベーション創出のための人材育成を行っている。

#### ②ビジネス・インキュベーション施設整備の推進（経済産業省）

名称： 浜松新事業創出型事業施設整備事業

事業主体： 独立行政法人中小企業基盤整備機構

施設概要： 所在地＝浜松市和地山三丁目1番5号 敷地面積＝4,500m<sup>2</sup>  
構造・規模＝鉄骨造・地上3階建 建築面積＝1,190m<sup>2</sup>

内容： 「HI-Cube（浜松イノベーションキューブ）」は、平成18年8月に完成し（独）中小企業基盤整備機構が静岡県、浜松市と協力して整備・運営し、新たな事業の創出や起業に取り組む人の成長を支援している。同施設は、静岡大学浜松キャンパスの隣接地に立地しているため、大学との連携が図られることが期待される。

また、浜松市は賃料補助やインキュベーション・マネージャーの派遣に関し、協力していく。

### 5－3－3 独自で行う事業

#### 【人材育成関連】

##### ①浜松MOTビジネス講座開催事業 <浜松市・浜松商工会議所>

地域に技術者が企業経営、経営者が技術マネジメントを学ぶことで技術に基づいた経営戦略を立案できる人材の育成を目指す技術経営（MOT：Management Of Technology）を軸とした本格的な産業人材育成システムを構築するため、浜松商工会議所及び地域大学と連携して「浜松MOTビジネス講座」を実施している。

##### ②起業家精神啓発事業 <浜松市>

小中学生を対象に、自ら起業したベンチャー企業等の代表者を講師として派遣し、授業の一環として講演を行うことで、次代を担う児童・生徒の起業家精神の啓発を図るものである。また、経済産業省関東経済産業局の創業意識喚起活動事業のモデル地域として、ものづくりや販売の体験型起業家教育も実施している。

### ③（仮称）浜松版マイスター制度称揚事業 <浜松市>

昭和 51 年度より実施されている浜松市優秀技能者称揚事業を改め、はままつデジタル・マイスターや製造中核人材育成プログラム修了者の社会的地位や実質的処遇の向上につながる制度として「（仮称）浜松版マイスター」の称号を付与する事業を創設する。

### 【新産業創出関連】

#### ①企業誘致促進助成事業 <静岡県・浜松市>

浜松市内に進出する企業に対して用地取得費、建物設備費及び新規雇用に係る経費の一部を助成することにより、新分野の産業育成と産業の活性化を図る。

#### ②ビジネスマッチング事業 <浜松市>

優れた技術や製品・ビジネスプランを持った中小企業を訪問し、製品・技術・設備などの特徴、事業の将来展望や経営課題などを個々に把握し、販路開拓・人材紹介・技術開発・資金調達・共同受注といった具体的ニーズに対し、適切なアドバイスやマッチング(仲介)を行う。

#### ③はままつベンチャービジネスエイド推進事業

##### <浜松市・財団法人浜松地域テクノポリス推進機構>

起業・創業を目指す個人（学生、社会人、シニアほか）や新たな事業化を目指す中小企業者、N P O 法人、個人事業主等、起業を試みようとする全ての人を対象としたビジネスコンテストを実施するほか、事業化などに向けた起業化支援ゼミの開催や各種コーディネート等を行う。

#### ④創業者支援事業 <浜松市>

「テクノフロンティア浜松（賃貸工場）」「浜松市ソフトインキュベートルーム（株浜名湖国際頭脳センタービル内）」の施設賃貸料の一部補助や管理運営など、創業者の育成支援を行っている。

### 【重点プロジェクト関連】

#### ①静岡新産業集積クラスター推進事業 <静岡県>

静岡県においては、ファルマバレー（富士山麓先端健康産業集積プロジェクト）、フーズ・サイエンスヒルズ（食品・医薬品・化成品産業集積プロジェクト）、フォトンバレー（光・電子技術関連産業集積プロジェクト）の県東・中・西部における産学官連携による 3 つの産業集積プロジェクトを戦略的に展開している。県ではこの 3 つのクラスターの推進にあたり、クラスター相互の連携を強化し、各々の研究成果を相互利用して新たな製品開発を図る等、相乗効果を高めることとしている。

## ②浜松地域知的クラスター創成事業 <財団法人浜松地域テクノポリス推進機構>

第Ⅰ期事業では、「次世代の産業・医療を支える超視覚イメージング技術の研究と産業への展開」、第Ⅱ期事業では、「オプトロニクス技術の高度化による、安全・安心・快適で持続可能なイノベーション社会の構築」に焦点を当て、産学官共同研究や関連する事業を推進し、当地域に光電子工学技術における新技術や新事業を連鎖的に創出するとともに、関連する研究者・研究機関のさらなる集積（オプトロニクスクラスター）を図ることを目的とする。

本事業は、平成14年度から18年度までの5年間の第Ⅰ期補助事業期間が終了したが、引き続き、平成19年度から23年度までの5年間にわたり第Ⅱ期事業を推進していく。

## ③産業クラスター計画・三遠南信バイタライゼーション浜松支部事業 <浜松商工会議所>

産学官の広域的な人的ネットワークを形成し、世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積を目指す全国17プロジェクトの一つとして、浜松商工会議所は、技術シーズと企業ニーズのマッチング、研究開発促進、補助金等申請支援、販路開拓支援、情報ネットワーク構築等の各種事業を展開している。平成13年度から17年度までの5年間の第Ⅰ期計画期間が終了したが、引き続き、平成18年度から22年度までの5年間にわたり、第Ⅱ期計画を推進していく。

### 6. 計画期間

平成18年の認定の日から平成23年3月末まで

### 7. 地域再生計画の目標の達成に係る評価に関する事項

本地域再生計画の支援措置事業である「はままつデジタル・マイスター（HDM）養成プログラム」および「制御系組込みシステムアーキテクト養成プログラム」に関しては、企業・浜松市・浜松商工会議所・静岡大学等の産学官で構成する「企画・評価委員会」を設置し、フィードバックして事業成果の評価と改善を行うことで、事業の継続と地域への定着を図る。また、「ものづくり教育はままつ10年構想」においても、自治体・教育界・産業界で組織する「産学官理科技術教育企画評価会議」を設立し、本取組を効率的かつ適切な活動とすべく評価を行う。「地域企業立地促進等補助事業」については、全国屈指の産学官連携体制を発揮すべく、地域の産学官で浜松市地域産業活性化協議会を組織し、連携して活動を行うとともに、評価も行っていく。「外国企業誘致地域支援事業」については、新設する「浜松地域クラスター創成戦略会議」等で戦略・評価を行い、国際共同研究の実施やビジネスマッチングの実現を皮切りに、国際的産学官連携を多数構築し、早期の外国企業誘致を実現していく。「中小企業地域資源活用プログラム」については、研究開発のみにとどまらず、マーケティング等も同時に進め、「あらゆる企業から評価される従来はなかった革新的な製品」「飛ぶように売れる地域発のヒット商品」としてのブランド確立を目指す。

また、計画終了後4の数値目標に対する調査、評価、公表に関しては、「はままつ産

業創造センター」は「浜松地域産業支援ネットワーク会議」を持続的発展させるために中核を担うことも目的としているため、地域の産業支援団体である構成 7 団体から組織する委員会等において、進捗状況の評価と改善すべき事項の検討を行うものとする。

8. その他地域再生計画の実施に際し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し